

年末年始のごみ収集

問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係 (直通558・1830)

年末の粗大ごみの申込みは早めに

年末は粗大ごみの申込みが多くなります。年末の片付けで収集を希望する方は、早めに各収集地区の業者に申し込んでください。粗大ごみの出し方は、「資源とごみの出し方カレンダー」の3ページをご覧ください。

年末のごみは早めに少しずつ出しましょう

年末になると各家庭から出るごみの量が大変多くなります。一度にたくさんのごみを出すと、収集できなくなることがありますので、年末のごみは、少しずつ出すよう協力をお願いします。

▽年末年始のごみ収集 地区別の「資源とごみの出し方カレンダー」を確認してください。
※12月29日(土)から平成31年1月3日(木)までは、全地区、収集を行います。また、1月は資源の収集日が通常の週と変

表1 12月の各地区の種類別の収集最終日

種類 地区	可燃ごみ	不燃ごみ、資源(ペットボトル・白色トレイ)	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ、使用済小型電子機器	資源(紙類・布類)
A地区	12月27日(木)	12月25日(火)	12月26日(水)	12月28日(金)
B地区	12月27日(木)	12月18日(火)	12月19日(水)	12月21日(金)
C地区	12月28日(金)	12月20日(木)	12月17日(月)	12月19日(水)
D地区	12月28日(金)	12月27日(木)	12月24日(月)	12月26日(水)
E地区	12月27日(木)	12月28日(金)	12月25日(火)	12月26日(水)
F地区	12月27日(木)	12月21日(金)	12月18日(火)	12月19日(水)

わっている地区がありますので、注意してください。

表2 平成31年1月の各地区の種類別の収集開始日

種類 地区	可燃ごみ	不燃ごみ、資源(ペットボトル・白色トレイ)	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ、使用済小型電子機器	資源(紙類・布類)
A地区	1月7日(月)	1月15日(火)	1月16日(水)	1月11日(金)
B地区	1月7日(月)	1月8日(火)	1月9日(水)	1月4日(金)
C地区	1月4日(金)	1月10日(木)	1月7日(月)	1月9日(水)
D地区	1月4日(金)	1月17日(木)	1月14日(月)	1月16日(水)
E地区	1月7日(月)	1月11日(金)	1月15日(火)	1月16日(水)
F地区	1月7日(月)	1月4日(金)	1月8日(火)	1月9日(水)

年末年始のし尿の汲み取り

▽年末 12月28日(金)の正午まで
▽年始 平成31年1月4日(金)から

生ごみ処理堆肥化講習会

特別編「EM菌」の活用

EMボカシの製造、生ごみ堆肥化などを利用した循環型農業を行っている、生ごみ堆肥化のプロから仕事や家庭での堆肥化方法などを学ぶことができます。
▽日時 12月19日(水) 午後1時30分～2時30分
▽場所 市役所3階301会議室
▽講師 久保田武勇さん(NP)
○法人日の出太陽の家ボラン

TEIAセンター理事長) 市内在住の方
▽対象 10人(申込み順)
▽定員 10人(申込み順)
▽その他 EM菌生ごみ処理容器貸与希望の方は、はんこをお持ちください。
▽主催 廃棄物減量等推進委員会
▽申込み方法 電話で申し込んでください。
▽申込み・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係

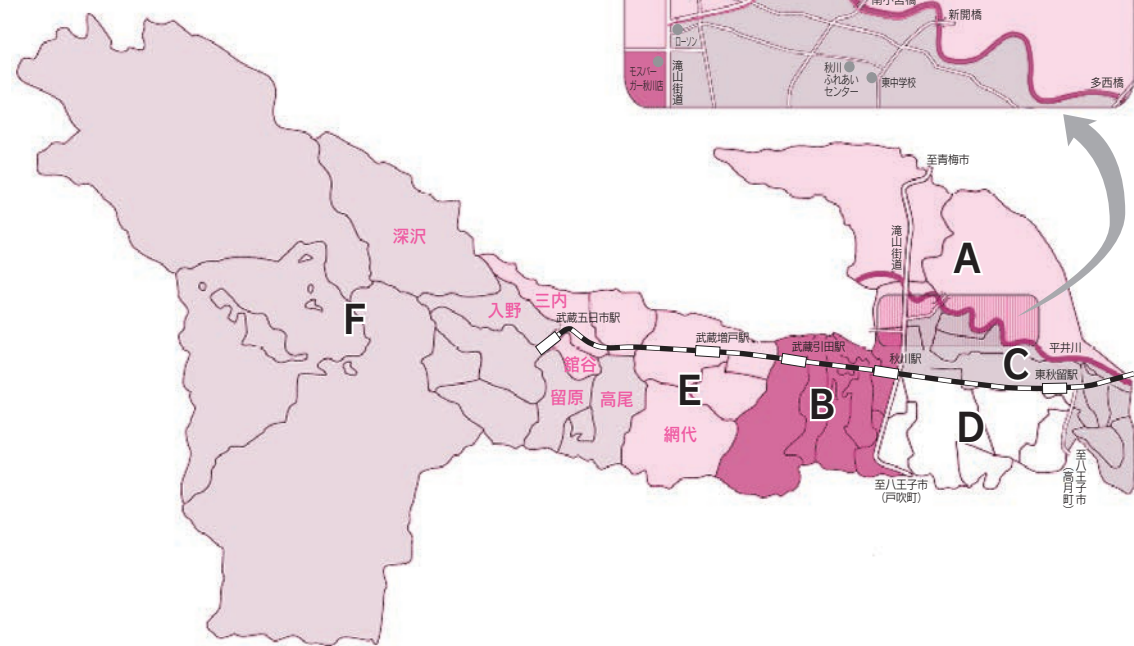
市民ポストを利用ください



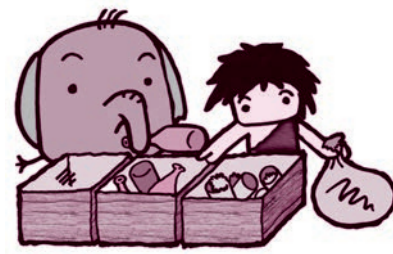
市では、市民の皆さんと行政をつなぐため、市内30か所に「市民ポスト」を設置しています。市や関係機関への文書や意見・要望などを市に届けたい方はご利用ください。

拡大図(A地区とC地区の境界)

ごみ収集地区



西秋川衛生組合 年末年始のごみの持ち込み



西秋川衛生組合に直接ごみを持ち込みます。年末年始は、大変混雑が予想されます。ごみ収集車との混雑を避けるため、受け入れを次のように行います
▽年末年始
●年末：12月25日(火) 午後4時

まで
●年始：平成31年1月7日(月) 午前9時から
▽対象 市民(個人)に限りません(個人で事業を営む方は不可)。
※住所、氏名を運転免許証などで確認します。
▽持ち込みができるごみ 可燃・不燃・粗大ごみです。それぞれ分別して持ち込んでください(資源や有害ごみ、事業所ごみなどは、不可)。
▽その他 詳しくは、西秋川衛生組合ホームページ (http://www.nishikigawa.or.jp/) で確認するか電話でお問い合わせください。
▽問合せ 西秋川衛生組合 ☎596・4418、(株)たかお環境サービス ☎519・9362

家庭用有料ごみ袋減免制度 非課税調査の同意書の提出

指定収集袋で排出する家庭ごみの処理手数料には、減免制度があります。平成31年度から家庭用有料ごみ袋の減免を希望す

▽問合せ 市長公室
※市民ポストには、現金などの貴重品、申請書、個人情報など記載されているもの、ごみは入れないでください。
※設置場所など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

る方は、住民税が非課税であることを確認する調査のため、同意書の提出が必要です。
※平成30年度以前に同意書を提出し、内容に変更のない方は不要です。
▽提出が必要な方
●以前に提出した同意書の内容に変更がある方
●平成30年度の住民税が非課税の世帯で、以前に同意書を提出したことのない次に該当する方

*65歳以上のみの世帯
*身体障害者手帳1級か2級の

野焼きや小型焼却炉 などのごみを燃やすことについて

ごみの焼却は、条例などで原則禁止されています。ただし、例外として次のよう



な行為があります。
●どんど焼きなど(伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの)
●キャンプファイヤーなど(学校行事、社会教育活動上必要なもの)
●災害時の応急対策、農業や林業などを営む上で行わざるを得ないもの(病害虫防除、肥料作り、土壌改良など)
※例外となる焼却行為であっても、周辺環境に最大限の配慮をして行わなければなりません。近所の理解を得るなど苦情が発生しないよう十分に注意してください。
▽問合せ 生活環境課生活環境係